

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道水産業・漁村振興条例の一部を改正する条例（水産林務部総務課） 1

条 例

北海道水産業・漁村振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第80号

北海道水産業・漁村振興条例の一部を改正する条例

北海道水産業・漁村振興条例（平成14年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第22条」に、「第22条－第29条」を「第23条－第30条」に改める。

前文中「希望」を「多面的な機能や価値を有する北海道の豊かな海を守り育て、希望」に改める。

第29条を第30条とし、第22条から第28条までを1条ずつ繰り下げ、第2章中第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（豊かな海づくりの推進）

第20条 道は、水産資源の適切な管理、栽培漁業の推進、水産資源の生育環境の保全及び創造等の豊かな海づくりの推進を図るため、情報の提供、体験機会の創出、行事の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。